

. 業務廃止の届出(法第50条の28)

麻薬向精神薬原料に関する業務を廃止したときは、麻薬取締部に地方厚生(支)局長宛の業務廃止届を30日以内に届け出て下さい。

麻薬等原料輸入(輸出)業者が死亡又は解散したときは、その相続人又は解散後の法人の代表者が同様に30日以内に届け出て下さい。

麻薬等原料営業所が移転した場合は、移転前の営業所については業務廃止の届出を、移転後の営業所で引き続き麻薬向精神薬原料を取り扱う場合は新しく業務の届出をして下さい。

1. 提出書類

- * 廃止届(別添様式を利用下さい) 正本1部
- * 受理証明書原本
- * 業務届の副本(業務変更届の副本)

2. 記載方法

- (1) A4規格の別添様式を用いて、記載例に沿って記入して下さい。なお、当該手引きをFAXで入手した方は、インク消しを用いて、再度コピーする等して、FAXした痕が無い用紙を使用して下さい。
- (2) 業務届出年月日欄は、最初の業務届出年月日を記載して下さい。
- (3) 所在地、名称欄は、業務届(業務変更届を提出している場合は最新の業務変更届)に沿って記入して下さい。
- (4) 氏名欄は、業務届(業務変更届を提出している場合は最新の業務変更届)に沿って記入して下さい。住所・氏名は、新しい住所・氏名をお願いします。
- (5) 届出義務者続柄欄は、業務届をした会社と同じであれば「同一法人」と記載し、他社に吸収合併された場合は、「吸収合併後の法人」と記載し、破産した場合は、「破産管財人」等記載して下さい。

4. 注意事項

業務届等は、業務廃止届と同時に返納して下さい。

(廃止の場合の記載例)

社長印(訂正に使用)

輸入又は輸出を記載

印

麻薬等原料 業者業務廃止届

業務届出年月日		平成 年 月 ×日
麻薬等原料 営業所	所在地	東京都 区××1 2 3 ビル
	名称	株式会社 支店
氏名	株式会社	
業務廃止の事由 及びその年月日	のため平成 年 月 日	
<p>上記のとおり、業務廃止を届け出ます。 平成 年 月 日</p> <p>日付は届出日(郵送の場合は投函日)を記入 登記簿の本店の所在地</p> <p>住所 東京都 区 3 4 5</p> <p>届出義務者続柄 氏名 株式会社 代表取締役 関東信越 次郎 印</p> <p>社印(角印)と社長印(丸印) 社印(角印)のない会社は社長印(丸印)のみでよい 夫々の業務所を管轄する厚生局を記入して下さい</p> <p>関東信越 厚生(支)局長 殿</p>		

麻薬等原料

業者業務廃止届

業務届出年月日		平成 年 月 日
麻薬等原料 営業所	所在地	
	名称	
氏 名		
業務廃止の事由 及びその年月日		
<p>上記のとおり、業務廃止を届け出ます。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>届出義務者続柄</p> <p>氏 名</p> <p>厚生(支)局長 殿</p>		